

令和7年度 第1回 長野県契約審議会

日 時 令和7年6月4日（水）

15時30分～17時00分

場 所 長野市生涯学習センター 大会議室1

1 開 会

（一由企画幹）

定刻となりました。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「令和7年度 第1回 長野県契約審議会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の一由です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の次第に従いまして進行してまいります。

本日は12名全員の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。なお、審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されます。

会議の終了時刻につきましては午後5時頃を予定しておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

続きまして、報道機関の皆様、傍聴の皆様をお願いがございます。

本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性もありますので、十分御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申し上げます。

（柳沢会計管理者兼会計局長）

この4月に会計管理者兼会計局長として着任いたしました柳沢由里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木会長はじめ委員の皆様には、大変お忙しい中、この審議会に御出席いただきましてありがとうございます。昨年度開催した審議会では、大変活発に御意見を頂戴し、御審議いただいたということをお聞きしております。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、長野県の契約に関する条例は、この4月で策定から11年が経過いたしました。長野県の契約に関する取組方針は全98項目ありますが、96項目について現在取り組んでいるという状況でございます。私どもは、条例の基本理念を実現するために、今後も契約に関する取組を進めてまいりますので、委員の皆様の一層の御理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。

本日の審議会では、審議事項に記載がございます「契約条例の取組と成果」、そして「最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大（案）」につつまし

て御審議いただくほか、「地方自治法の改正に伴う要領の改正」など5件の報告をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(一由企画幹)

続きまして、事務局に人事異動がございましたので、2名の職員から自己紹介させていただきます。

(青木契約・検査課長)

4月から契約・検査課長を務めております青木能健と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(柴草技術管理室長)

建設部建設政策課技術管理室長を務めます柴草真也と申します。この4月からとなります。よろしくお願いいたします。

(一由企画幹)

それでは、会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長、会議の進行をお願いいたします。

2 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(佐々木会長)

お忙しいところお疲れさまでございます。自己紹介をいただきましたが、県庁の方々も人事異動でメンバーが替わられまして、柳沢局長、青木課長、柴草室長はじめ皆様方、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

今年度第1回ということでございます。いつもでございますが、今回も内容が非常に盛りだくさんですので、迅速な運営に努めたいと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず会議事項(1)「前回審議会の振り返り」ということで、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

2月3日に開催いたしました令和6年度第4回契約審議会の振り返りとして整理させていただきます。前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問等ございませんので、誤った要旨となっていないか、御確認をお願いできればと思います。

説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。特に問題ないと思いますが、ただいまの御説明について何かございましたらどうぞ。

リモートの方もよろしいですね。

<「はい」の声あり >

(佐々木会長)

どうもありがとうございました。問題ないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 審議事項

ア 契約条例の取組と成果

(佐々木会長)

審議事項のアでございます。「契約条例の取組と成果」ということで、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料の2ページをお願いいたします。資料2-1になります。

長野県の契約に関する条例でございますが、先ほどの冒頭の挨拶のとおり、制定から11年を経過しているという状況で、条例の基本理念を実現するため、98項目の取組方針を策定し取組を進めているところでございます。

制定から10年を過ぎまして、今後も継続的な取組を図っていく中で、ここで実施状況等を整理、取りまとめをして、取組方針の内容を検証していきたいということから、今回御審議いただくもので、委員の皆さんの御意見を聞きたいと考えております。

2ページをお願いいたします。契約条例の基本理念の目的について、四つの基本理念に対してそれぞれ取組方針、取組の内容、それと効果を記載してございます。それぞれ条例で定めているものでございます。

3ページをお願いいたします。これも既に皆様にお示しし、御説明しているものですが、取組方針の策定、位置付けでございます。

取組方針の位置付けにつきましては、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため、県が取り組むべき方針を定めたものということで、取組方針に基づく契約の締結等を義務付けているものでございます。

取組方針の策定は、契約の締結及び履行の確保の方法に関し必要な事項を定め、知事の諮問により契約審議会の意見を聴くこととなっておりまして、取組方針を策定したときは公表する、また、新規の策定だけでなく、変更しようとする場合も同様に扱うこととしております。

以上が既にお示ししている条例の内容でございます。

3 ページ目下段の「取組方針に関する課題と対応」でございます。事務局のほうで「現状と課題」に関して4項目挙げてございます。

一つ目の「取組状況の把握」といたしましては、取組の検討過程や取組完了後の実施状況が不明瞭ということで、既に着手済み、あるいは実施済みの取組について、この審議会で定期的に報告をさせていただいているものもございしますが、着手あるいは実施後の状況が不明な項目が幾つかございます。また、検討中の項目についても、現状の報告をする場がないということで、不明瞭な部分があるかと考えてございます。

二つ目の「適切な時期の変更」ですけれども、実施状況に合った適切な変更時期の把握が必要ということで、取組が進んでいきますと、変更が生じることもございしますが、定期的に実施状況の把握がなされていない項目があることから、適切な変更時期の把握が困難になっているケースがあるということで課題として挙げてございます。

以下、「事業者・労働者の視点」「新たな取組方針の設定方法」という課題もございしますが、今回この審議会で審議していただくものに関しては、上記の二つ、「取組状況の把握」「適切な時期の変更」でございます。

これらの課題について、「対応方針」として右側に示していますが、取組方針98項目ごとの指標の設定、実施状況の把握による継続的な評価・検証の実施。もう一点、審議会への定期的な報告というものを挙げて対応していきたいと考えております。

4 ページをお願いいたします。これも既にお示ししているものですが、条例の関連図となっております。こういったサイクルで取組を進めているところですが、今まで行っている取組方針の策定の過程のうち、必要な措置という項目がございしますが、必要な措置において、対応方針として挙げた取組方針の評価・検証結果の確認というものを位置付けております。

具体的にお話をさせていただきます、5 ページをお願いいたします。取組方針の実施状況を示した表になりますが、左側の欄に1～98の取組方針が記載してございます。枝番がついていますので、一番最後が89で止まっていますけれども、98項目ございします。昨年も議論になりましたが、表の中ほどに□○△という記号がございしますが、□が既に実施、○が着手しているが検討を要する、△が今後検討を進めるという項目となっております。

右欄が空欄となっておりますが、今回私どもが設定したいものは、取組方針に対する成果・実施状況として項目ごとの指標ですとか、指標の設定が困難なもの、あるいは指標自体が取組方針にそぐわないものについては、実施内容を整理したものを項目出しして空欄に埋めていきたいと考えております。

取組内容・指標（例）でございしますが、事務局側で参考に設定したものを示してございます。1番として、「一般競争入札に発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する」という取組方針でございしますが、この件数全てを把握するのはなかなか困難で、指標にそぐわないものですので、把握できる範囲で現在の公表状況を確認するといった、実施状況を整理していきたいというようなものを、98項目分作成していきたいと考えております。さらに建設工事とそれ以外の契約で分けて作成していき、取りまとめ、評価・検証につなげていきたいと考えております。

13 ページをお願いいたします。イメージとして作成したものになります。

18 番の取組方針の「庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、

一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入・拡大する。」というものに対して取りまとめたものになります。これを取組方針ごとに実施内容の整備や評価・検証を行い、今後の対応までまとめていきたいと考えてございます。定期的に現状を把握することで、取組の検証や見直しなどにつなげていければと考えております。

繰り返しになりますが、現在までに実施している状況、あるいはその経過をまとめて、評価・検証を行い、定期的に審議会に諮っていききたいと考えております。

以上の内容について、御審議、あるいは御意見をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

何点か意見をお願いしたいと思います。

まず、私は委員を長く務めておりますけれども、これまでも審議会の中で各種落札率や、その状況に関する資料提供がされておりまして、効果や実証結果が非常に分かりやすく説明されていると感じております。13 ページはそれを生かしながら作成していこうということだと思いますが、○になった以降、あまり取り上げられていないような項目も全て整理されるということで、それについては精査されたほうがいいのではないかと考えております。

あと、3 ページの左下の段の上から3 番目の「事業者・労働者の視点」というところに記載がありますけれども、やはり立場の違いで評価が分かれるというところもありますので、その辺は留意いただくということをお願いできればと思います。

いずれにしても、公・労・使の見方がありますが、それぞれの立場で発展的な取り組みとなるように追求できればいいのではないかと考えます。以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

基本理念が4 つ、取組方針が 98 項目ある中で、表中の付番と 98 項目の関連を教えてください。ぱっと見、見づらいため表について分かりやすくご説明いただけるとありがたいのですが。

(事務局)

資料の5 ページを見ていただければと思いますが、この表自体は事務局で作成したもので、実際はお手元に配付しました「長野県の契約に関する取組方針」が公表されてい

るものとなります。目次を見ていただければ分かるかと思いますが、条例で定める基本理念が1～4までございます。この基本理念については先ほど御説明いたしました。取組方針2ページに項目立てしております。1点目が「契約の適正化」、2点目が「総合的に優れた契約の締結」、3点目、4点目とございます。資料5ページの表については、私どものほうで実施状況を把握するために作成した表となっております、1～98の項目を並べて、その実施状況、□と○と△を並べて記載してございます。

繰り返しになりますが、右側の空白の部分に、実施状況、あるいは今設定している指標を記載することで空欄を埋めて、今後の取組に生かしていきたいと考えてございます。

こういう説明でよろしいでしょうか。

(濱委員)

ありがとうございます。まず基本理念があつて、それを踏まえた上で契約の締結など取組方針が決まって、取組方針の状況と課題について審議会への定期的な報告をされると。ここで報告されることを審議すればいいのだと理解しました。

3ページは「現状と課題」の上の二つの「取組状況の把握」と「適切な時期の変更」について、審議会への定期的な報告を行うと読み取りをすればいいですか。

(事務局)

取組方針は98項目ございますが、一つ一つは、何か変更があつたり廃止があつたり、見直された時点で、その都度この契約審議会で報告して、審議いただいているというような状況でございます。

今回はそれぞれの見直し、変更ではなくて、既に取り組んでいるものや、検討中のものがどういう状況にあるかというのを整理するために、指標というものが設定されていればその指標を明確にし、設定すべきものでも無ければ、現在の実施状況を整理した中で、先ほどお示した13ページのような作成イメージでまとめていき、報告していきたいと考えております。

(濱委員)

分かりました。

(佐々木会長)

ほかにはどうですか、お分かりですか。

98項目全部をフォローしていくというわけですね。けれども、最初のページなどを見ても、例えばホームページに公表するとか、システムをつくるとか、そういうのはもうできてしまっているわけですね。どういう入札方式を採用するかとか、何%ぐらい導入したとか、そういうことでフォローできるけれども、98項目は非常にバラエティーに富んでいていっぱいあるので、皆さんがそれを追いかけるのは結構大変だと思いますが、どうですか。

(事務局)

御意見をいただきましたので、当課で検討しまして、どういうまとめ方がいいかは確認していききたいと思います。

(佐々木会長)

今日のところは、この 98 項目について、何をどれだけできるか分からないけれども、フォローできるような指標をこれからつくる、ということを皆さんに了承してもらいたいという感じでいいですか。

(事務局)

方向性は御理解いただけるかと思いますので、本日は御意見をいただいた中で、今後の取組に生かしていきたい、御意見を踏まえてこういう形で作成していったらいいのではないかという参考にさせていただければと考えています。

(佐々木会長)

ということだそうです。フォローするに当たって、こうしたほうがいいとか、こういうことを考えたほうがいいとか、そういうことがあったら。どうぞ。

(木下委員)

当然フォローは良いことかと思います。最初の制定時からもう 10 年以上過ぎているので、場合によっては基本理念の追加や変更、そういったものも出てくるのではないかと思います、その辺はどうですか。

(事務局)

簡単にもう一度説明させていただきます。長野県の契約に関する条例の目的を達成するために、資料 2 ページに記載のとおり四つの基本理念があり、その基本理念を実現していくために、具体的に 98 の取組方針というのを掲げております。98 の取組につきましても、□は既に実施済みということで整理させていただいていますが、その後、いわゆる社会状況等、どのような変化をもたらしているかということを今まで 10 年経過する中で分析していない状況です。

それを各項目で、エビデンスがあるデータ等を用いられるものについてはどのような変化になっているか、適正な契約に結びついているか。データを用いられるものについては一つ一つ見て、当然見直す中で社会状況の変化に伴って取組方針を見直すことも必要になってくると思います。削除するもの、追加するもの、修正するものが今回の取組をやっていくことで出てくると思いますので、そういったことも総括して着手するという事でよろしいですか、ということで審議事項として挙げさせていただきました。

(佐々木会長)

ほかにいかがですか。

西澤委員、どうぞ。

(西澤委員)

本当に大仕事であり、御自分の首を絞めかねないというところもあると思います。まだこの取組内容・指標は例ということなので深掘りはされていないですね。まだまだ定量的に甘い指標もあるのではないかと思いますけれども、本当に重要な KPI の指標を選んで取り上げてきちんとお示しされるほうが、より理解も深まると思います。全力でやる気がみなぎっているのはよく分かります。

(事務局)

西澤委員の御意見を参考にしながら、事務局で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員、どうぞ。

(秋葉委員)

御説明いただいた取組自体は、11 年経つところでいったん可視化して整理しようということはとてもいいことだと思いますが、今までも出ているように、結構ボリュームのある作業になると思います。次の見通しとしては、これをどのように使っていこうと考えていらっしゃるか、教えていただければと思います。

(事務局)

作成することで現在の位置付けや状況を把握できるということで、これが取組方針の内容の見直し、あるいはもっとこうしていったほうがいいんじゃないかというものになっていくのではないかと考えております。

また、98 項目ございまして、項目ごとで考えると審議や報告していない事項も多数あります。ですので、そういったものもこの機会にお示しし、内容を確認していただくということもできるかなと考えております。こういった取組を生かしながら、さらに次の取組につなげていけるかなと考えております。

(秋葉委員)

ありがとうございます。透明性を高めて説明責任をより積極的に果たしていくということと、整理することで新たな課題を発見し、必要であればそのエビデンスに基づいて改定していくというこの 2 点が目的であるということですね。

(事務局)

おっしゃるとおりの考えでおります。

(秋葉委員)

これは意見というかアドバイスですが、膨大な作業をやっていくうちに何をやっている

か分からなくなってしまうとすごくもったいないと思いますので、課題感を持っているものを、作業をする中でピックアップできるような仕組みをこの表の中に盛り込んでおかれると、見つけた課題をより効率よく解決に結びつけていかれると思いますので、ぜひ御尽力いただければと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(佐々木会長)

ありがとうございます。

森委員、いかがでしょうか。

(森委員)

濱委員や西澤委員がおっしゃったとおりだと思って聞いていたところですが、資料の2-1「契約条例の概要」で項目・内容・効果という形で整理いただいています。特に項目の三つ目「契約内容への配慮」について、言葉の意味の確認と、様式等の整合性の面での確認をさせていただきたいと思います。

この「契約内容への配慮」の「内容」の三つ目に「県内の中小企業者の受注機会の確保」という項目があります。この「中小企業者」というのは、経営者さんが多くいらっしゃるので釈迦に説法ですが、経営を担当する人を企業者と言うわけですが、中小企業という組織体としておっしゃっているのか、個人としておっしゃっているのかというのが1点確認です。

様式を見ると、「県内企業」という表現は読み取れたのですが、「県内の中小企業」に特定されているかどうかは、読み取ることが出来ませんでした。この「中小企業」という意味合いは、「県内の中小企業」ということなのか、「県内の企業」ということなのか、どちらでしょうか。質問と確認という形ですが、よろしくお願いします。

(事務局)

今の御質問は県内の中小企業者が、個人なのか、企業なのかという御質問だと思います。条例の理念に基づいて設定しているものであって、個人ではなく企業、中小企業として捉えております。

もう一点、中小企業として項目立てしておりますが、取組方針には県内事業者といった視点しかないのではないかという御質問だと思います。確かにおっしゃるとおり、中小企業という表現はないのですが、官公需契約については主に中小企業との契約が非常に多いということで捉えておりまして、こういうような項目立てをしているかと思っております。以上です。

(森委員)

ありがとうございます。様式との整合性を考えたときに、この表記がいいかどうかというのは改めて考える必要があるかと思ったところです。別にあらを探そうとして言ってい

るわけではないですが、やはり中小「企業者」と言っていますので、中小企業というような形の、組織体として表現したほうがいいのかと思いました。

あと、さまつな点になるかもしれませんが、その下のところで「県民の安全・安心のために活動する事業者」ということについて、もちろんひいては県民の安全・安心のためというのはそのとおりかと思うのですが、これは事業の安全・安心のために活動するというような、そんな言葉じゃないかなと思います。それがひいては県民の安全・安心ということにつながっていくという意味合いかと思ったところですが、ここは表現上のものかと思いますが、いま一度確認をいただければと思います。

様式としては、PDCAを組み込みながらされているなというところでつかみ取れましたので、この基本理念、目的の内容、効果とともに、やはり整合するような整理整頓をしていく必要があるかなと思って拝見したところでした。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。今後何かの折りに見直しがあれば、御意見を参考にさせていただきながら進めていきたいと思っています。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。何かありますか。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

取組方針 12 ページの「事業者の社会貢献活動への配慮」の項目についてですが、取組番号 4-4、83 が[建設工事、製造の請負、物件の買入及び「その他の契約」において]ということで全部網羅されています。その中で「一般事業主行動計画の届出をし…」と記載されていますが、内容が育児・介護休業の取組に限定されているように見えます。

一般事業主行動計画には、次世代育成支援と女性活躍推進の 2 つの側面があります。特に建設業では、女性活躍の取組が入札の加点対象になっているケースもあると記憶しています。

そのため、「社会貢献活動への配慮」という観点からも、「女性活躍」の文言をこの項目に追加することは不自然ではないと考えますが、いかがでしょうか？

(事務局)

御意見ありがとうございます。この表現については確認させてもらって、必要があれば適格な表現に変えていくということで対応させていただければと思います。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

これからの契約審議会の進め方ですが、西澤委員や秋葉委員から話があったように、98 項目全部ではなくて、フォローすべきような項目を選んだらどうかというお話もありました。項目の絞り込みや、どういう指標をつくってフォローしていくかということを御検討

される中で、この契約審議会におけるスケジュールと、どういう内容について審議をしていけばいいのかを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

第2回の審議会は9月に予定していますが、全項目、あるいは抜粋するにしても、9月までに取りまとめるというのはタイトかなと考えております。第3回の審議会で一度、指標や実施状況の概要をお示ししたいと考えております。第4回以降、これも事務局のほうで検討させていただければと思いますが、全てを一気に出すと皆様の審議に時間がかかると思いますので、複数回に分けて御提示しながら、その内容についてお考えをいただければと、そんなイメージを持っております。

(佐々木会長)

分かりました。ということで、これから委員の皆さんにも議論をしていただくことになるのですが、何か付け加えておくことはありますでしょうか。

この98項目を拝見すると、結構ダブっているようなものもお見かけしますが、こういうものの整理みたいなものもされるのでしょうか。

(事務局)

四つの基本理念ごとに振り分けていますが、こういった整理を行うことでそういう見直しにもつながっていくのかと思っております。加除、あるいは項目立ての変更も含めて、必要があればしていきたいと思っております。

(佐々木会長)

ありがとうございます。分かりました。

相澤委員、どうぞ。

(相澤委員)

このチェックシートはどういうチームでどのように進めていかれるのか、大体の概要で結構ですので教えてください。1人の人がやられるものではないので、どこかチームだったり、あるいはどこからか吸い上げてきてチェックシートを見ていくのでしょうか。

(事務局)

契約・検査課と建設部の関係が多くなってございます。取組によってはその他の部局もございまして、関係する部局に照会をかけて、必要な資料提供、作成をお願いしていきたいと考えております。

(相澤委員)

そうしますと、一つの案件について「とりまとめ例」のように作成し、それと資料という感じで、資料を積み上げておつくりになっていくというイメージですか。

(事務局)

そうなります。

(相澤委員)

最後のチェックはその長の方がまとめのシートを御覧になって終わる、という感じですか。

(事務局)

そうですね。先ほど説明いたしましたように、審議会にまたお諮りしたいと思いますので、作成が終わったというのは事務局のほうで確認していきたいと思っています。

(相澤委員)

では、一つ一つ資料も残るということですね。この資料をもって○にしたとか、△にしたとか、そういうイメージでよろしいですか。要するに、口頭で、「はい、分かりました」「できていません」ということではないということですね。

(事務局)

そうです。資料はこちらのほうに最終的には提出いただくので、確認はいたします。

(相澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

それでは、ほかにいかがでしょうか。事務方は大変な作業をこれからされると思いますが、よろしくお願いします。

では、この件についてはそういう方向で進めるということで、おおむね適当ということでもよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございます。それではおおむね適当ということとさせていただきます。

(2) 審議事項

イ 最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大(案)

(佐々木会長)

続いて「最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大(案)」ということで、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料の 14 ページ、資料 3 を御覧いただければと思います。

最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大について、でございます。

今回御審議いただくのは、建築保全業務全般において国が示す積算基準による予定価格の算定を行うことにより、最低制限価格制度の対象業務を拡大するというものでございます。

まず、建築保全業務とはどういったものかと言いますと、施設を維持していくために必要な業務で、具体的には定期点検、日常点検、保守、運転監視、清掃、執務環境測定、警備等がございます。

まず、「1 現状と課題」でございます。

近年の物価上昇や構造的な賃上げの実現のため、適切な価格転嫁が求められており、適正な価格設定、契約が必要となっているところでございます。このような状況から、平成 29 年度から清掃・警備・消防設備等点検業務の一般競争入札において、最低制限価格制度の導入、また国が示す積算基準による予定価格の算定を実施してきたところでございます。

記載のとおり、課題といたしましては、最低制限価格等を設定していない入札において、ダンピングが疑われる過度な低価格の落札が散見される。予定価格の設定方法に当たり、積算基準を採用せず、事業者からの参考見積を基に設定しているケースが混在している。また、設定のための統一的な基準がないといったところでございます。

清掃業務、あるいは警備業務の一般競争入札については取組を進めているところでございますが、地方自治法の改正により随意契約によることができる額が引き上げられたことにより、競争入札の案件数の減少が想定されることから、入札方式や金額にかかわらず、統一した対応も必要になっているところでございます。

なお、地方自治法の改正の内容につきましては、この後、御報告させていただきます。

次に、契約状況でございます。

一般競争入札と公募型見積合わせの案件数と落札率をグラフにして示しております。一つ目は清掃業務でございます。公募型見積合わせの件数、黄色の棒グラフになりますが、件数が少ない状況でございますが、落札率については、一般競争入札よりも公募型見積合わせの落札率がやや低いような状況でございます。

下段は警備業務でございます。警備業務については、公募型見積合わせは、金額の低い案件が少ないということで実施はしておりません。

15 ページに移りまして、消防設備等点検業務でございます。こちらにつきましては、逆に一般競争入札よりも公募型見積合わせの件数が非常に多くなっております。R6 年度までの状況で 100 万円未満の案件が非常に多いというような状況でございます。

消防設備等点検につきましては、昨年の第 3 回契約審議会でも触れましたが、落札率が 20% 台、場合によっては 10% 台という落札率の案件がございまして、ダンピングが課題になっているような状況でございます。平均落札率としますと、公募型見積合わせについては 79.1% という状況となっております。

その下の表、「主な建築保全業務の令和 6 年度実施件数」でございます。現在までに取り組んでいるものにつきましては、ピンクの破線の範囲内、清掃、警備、消防用設備等点検

業務等でございますが、それを昨年度まで実施しているというような状況で、今回赤い太枠内を拡大していきたいと考えております。つまり一般競争入札、その他の清掃・警備業務以外の建築保全業務の一般競争入札、随意契約にも同様の取組を進めていきたいというものでございます。

上の表に戻っていただいて、消防用設備等点検業務の契約状況ですが、積算状況を確認いたしますと、一般競争入札は最低制限価格を設定していることもあって、全案件が積算しているというような状況ですが、103件の公募型見積合わせについては、44件が積算している一方で、見積は59件というような状況でございます。

今後の対応としましては、2になりますが、先ほど説明しました既に取り組を進めている清掃・警備業務の一般競争入札以外の公募型見積合わせや建築保全業務の他の業務に対象を拡大し、事務処理の統一を図っていきたいということでございます。対象業務としましては、記載のと通りの業務でございます。

最低制限価格・調査基準価格の採用ですけれども、これもダンピング対策としまして、最低制限価格・調査基準価格の設定を原則とすると考えております。

また、積算基準による予定価格の算定の実施ということで、国土交通省建築保全業務積算基準の適用が可能な業務は、積算基準により予定価格を算定したいということでございます。

最後に取り組の効果検証として、今まで実施している賃金実態調査を拡充し、導入前後の労務費等の実態を把握していきたいと考えております。具体的には、まず取組を始める、導入をする前の業務について賃金実態調査を実施し、また取組後は同様に調査を行い、労務費等の状況を確認していきたいということでございます。

以上が、最低制限価格の導入に関する審議事項となります。よろしく申し上げます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

1点お願いしたいと思います。

最低制限価格の設定は過度な低価格の防止ということで、実際働いている労働者の皆さんの賃金に大きく関わって非常に重要だと考えております。

趣旨については理解をしておりますが、少し触れられました随意契約の額が引き上がるということで、随契約の件数が増えて競争性の担保というものも懸念される中とところではありますが、事務処理について非常に職員の負担の増が想定されるところであります。

特に県立学校では非常に人員体制が厳しいという状況の中で、システムを新たにつくってもらおうとか、試行的に行うということでない、相当事務負担が増えてしまうのではないかと懸念されますので、その点についてはどんなふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

(事務局)

職員の事務負担の軽減というお話でございますが、おっしゃるとおり、実施件数が非常に多くあるということで、私たちも事務の効率化を考えてきたところでございます。

一つとしては、国土交通省の積算基準というものがございまして、システム化されていないので、Excel で積算シートを作成し、数量を入力することで予定価格が算定される、あるいは最低制限価格が算定されるというようなものを作成していきたいと考えております。

また、積算の不慣れな職員も多数いるかと思うので、そういった者に対してもフォローするということで、積算の説明会や資料提供をしていきたいと考えております。

なお、数量の取りまとめが終われば、次年度以降は同様にその積算シートに数量を入力するのみですので、一度経験されればそういった部分は負担にならないかと、軽減されるかという考えを持っております。以上です。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

15 ページの対応方針（案）の最後の○の「取組の効果検証」で、賃金実態調査の拡充ということで、この数字を出すのは、今までの資料は10月1日から9月末まで、最低賃金が上がるころのこの1年間の数字の出し方だったと思うのですが、それは変わらないで検証するという事でよろしいですか。それがまず1点。

それから、「導入前後の労務費等」というこの「等」とは何を指すのでしょうか。「等」に含むものでだいぶ数字が変わるので、具体的に分かっているならば教えてください。もしないのであれば、今後そこも具体的にされて、示していただければと思います。

(事務局)

1年を経過することで最低賃金の改正時期がかかってきますので、その影響もあろうかと思っておりますけれども、最低制限価格を設けたことで落札率が上がる、契約金額が上昇するということですので、その辺の変化を導入前と後で確認できる範囲で行うことを考えております。どこまで調査できるか分からないところもありますけれども、変化を見ていきたいと考えております。

(濱委員)

そうですね。まず、やっていただいた結果で、また検証すればよろしいですかね。

「労務費等」の「等」とは何でしょうか。

(事務局)

「等」は特に考えてございません。

(濱委員)

そこを明確にしておかないと。ここでの効果検証をすることに大事な数字は、最低賃金を確保するためのこの制度があって、こういう効果があった、ということじゃないですか。基本給だけでも十分だと思いますが、中小企業にとって負担の大きい社会保険などを含めたものを検証しますなど、具体的にやっていく中で決めていただいたほうがよろしいかと思うのですが。

(事務局)

すみません、「等」という形で濁してしまったのですが、建築保全業務というのはほぼ労務費で成り立っておりまして、この賃金実態調査も人件費は労務費の関係を調査しているのが主なので、曖昧な表現は避けるようにして整理させていただきたいと思います。

(濱委員)

よろしくお願いします。

(佐々木会長)

ありがとうございます。

それでは、この件につきましておおむね適当ということでよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

では、そのようにいたします。

(3) 報告事項

ア 地方自治法施行令の改正に伴う財務規則等の改正

(佐々木会長)

続きまして、報告事項に移ります。

まず、先ほども話に出ておりましたけれども、「地方自治法施行令の改正に伴う財務規則等の改正」について、事務局から御報告をお願いします。

(事務局)

16 ページの資料4を御覧ください。

地方自治法施行令の改正に伴う財務規則等の改正につきまして、御報告をいたします。

1を御覧ください。令和7年4月1日に施行された地方自治法施行令の改正内容になります。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、予定価格が別表第5に掲げる契約の種類に応じ、別表第5に定める額、これを基準額と言いますが、基準額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが

可能とされているところ、昨今の物価高騰、事務の効率化の観点を踏まえまして、基準額を引き上げることとされました。

別表第5の改正前と改正後につきましては記載のとおりです。

2を御覧ください。地方自治法施行令の改正に伴いまして、県の財務規則第136条も同様に改正し、随意契約が可能な上限額を、地方自治法施行令の改正と同額に変更いたしました。

また、3と別紙を御覧ください。財務規則を適用する各要領につきまして、財務規則に定める額を改正後の額に置き換える改正を行っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。

湯本委員。

(湯本委員)

今年の4月1日ということで非常にタイトだったと思いますが、改正があることを知ったのはいつ頃だったのでしょうか。既に県の財務規則が改正されているということでございますが、2月の第4回審議会のときに情報提供できなかったのかという点をちょっと感じたところです。

また、既に施行して2か月経過する中で、事務軽減などの効果があったのかという点について確認したいと思います。

(事務局)

最初の御質問ですが、今回の制度改革に関する情報提供については、まず、総務省から最初に情報提供があったのが令和7年2月27日です。この時点で示された内容につきましては、施行日が令和7年4月1日であること、そして具体的な金額につきましては、今後できるだけ早く示す予定であるというものでした。

その後、3月28日に地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布・施行される旨の通知がありました。第4回の審議会は2月3日に開催されていたため、この時点ではまだ総務省から情報提供がなく、審議会でこの件については御報告することができませんでした。

続きまして、2番目の質問についてです。今回随意契約の基準額が引き上げられたことによりまして、これまで一般競争入札で行っていた契約を公募型見積合わせに変更することが可能となりました。

この変更によって、主に2点について、事務の負担の軽減が考えられます。まず1点目は、随意契約に変更することに伴いまして、仕様書に対する質問がなくなります。2点目は、公告期間が10日以上から5日以上に短縮される等、事務処理日数の軽減が図られます。こういった点で今後効果が出てくると考えております。以上となります。

(湯本委員)

大変忙しい中お疲れさまでした。ありがとうございました。

(佐々木会長)

ほかにかがででしょうか。リモートの委員の方もよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましては報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

すみません、時間がだんだん迫っているので、これから御説明を簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(3) 報告事項

イ 公用車燃料の一括調達

(佐々木会長)

続きまして、「公用車燃料の一括調達」について、御説明をお願いします。

(事務局)

18 ページを御覧ください。

1 の「令和 6 年度以降の燃料調達方法（随意契約の導入）」についてでございます。

こちらですが、令和 5 年度の契約審議会におきまして、公用車燃料の一括調達についてお諮りしたところですが、それをもって令和 6 年度から長野県石油協同組合と随意契約を導入いたしまして、県庁及び会計局現地機関の公用車約 100 台について、一括調達の試行を行ってまいりました。

また、令和 7 年度には、本庁、会計局に加え、建設部の現地機関の約 550 台、令和 8 年度には導入可能な全ての機関で実施する予定で試行を進めておりました。

令和 7 年度の契約方法につきましては変更をしておりまして、その理由を御説明させていただきます。

令和 7 年 2 月に長野県石油商業組合に加盟するガソリンスタンドで、ガソリン価格の店頭表示価格が事前調整されたという疑惑が浮上し、独占禁止法に違反した疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査が入りまして、現在調査中となっております。

これを受けまして、長野県石油商業組合と石油協同組合は同一の法人と捉えまして、疑惑が払しょくできない状況では、当該組合との随意契約について県民の理解が得られないことから、総合的に判断いたしまして、令和 7 年度の契約方法を一般競争入札で行うことといたしました。

今後におきましては、公正取引委員会の調査結果を踏まえまして、適正な契約方法を検

討していきたいと考えております。

説明は以上になります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。特にございませんか。リモートの先生方もよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件につきましては、御報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

(3) 報告事項

ウ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

(佐々木会長)

続きまして、「清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」について、よろしくお願いします。

(事務局)

19 ページをご覧ください。

最低制限価格制度等の最低制限日額の改定でございますが、例年報告しているもの、変更の都度報告しているものでございます。今回は2月に国土交通省の建築保全業務の単価の改定がございました。それを受けて報告するものでございます。

先ほどの審議でもお話しいたしましたが、建築保全業務の一部の業務については、最低制限価格制度を導入しているところでございます。予定価格の算出には、国土交通省の労務単価というものの使用しておりますが、最低制限価格については、その労務単価を最低賃金から算出した最低制限日額というものに置き換えて、つまり最低賃金に置き換えて算出しているところでございます。

職種別の最低制限日額は、20 ページに記載の下段の表のとおりでございます。こちらを用いて最低制限価格を算出しているといったところでございます。

19 ページにお戻りいただいて、令和7年の4月1日から適用しているという状況でございます。

説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。特にございませんか、よろしいでしょうか。リモートの先生方もよろしいでしょうか。

< 「はい」と声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございます。それでは、この件については報告として承ったことにさせていただきますと思います。

(3) 報告事項

エ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

(佐々木会長)

続きまして、「清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」について、御報告をお願いいたします。

(事務局)

20 ページをご覧ください。

取組方針の最低制限価格、調査基準価格の導入を図るほか、複数年契約の活用を図るといような取組に対して、今どのような状況であるかというものを整理したもので、これも例年報告させていただいているものでございます。

一つ目の最低制限価格制度・低入札価格調査制度は、既に導入をしている清掃・警備・消防用設備等点検業務について、導入前と現在の状況を示しておりまして、適正に制度を実施している状況でございます。

下のほうに行きまして、②の複数年契約でございますが、これも清掃業務・警備業務については導入を図っております。一部清掃業務では導入していない施設もございますので、これらについては導入を図ってもらうよう、今後も指導していきたいと考えております。

22 ページに移っていただいて、清掃・警備・消防設備等点検業務の落札率、落札金額、参加者数をまとめております。記載のとおりでございますが、先ほど審議いただきましたが、その他の業務についても、同様に最低制限価格を設定していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。特にございませんか。リモートの先生方、よろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

はい。それでは、この件についても報告として承ったという形にさせていただきたいと思います。

(3) 報告事項

オ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

(佐々木会長)

続きまして、会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について、報告をお願いいたします。

(事務局)

23 ページ、資料 8 を説明させていただきます。その前に、1 点触れておかなければいけないことがございます。本件につきましては、個人や企業に関わる情報を取り扱う性質上、情報公開条例に基づきまして、今回の資料は個人または企業に不利益が生じない範囲で、できる限り詳細に作成しておりますので、資料に記載のない事項について質問を受けた場合、十分にお答えできないということで、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは資料 8 でございます。

談合情報に係る会計局調査及び公正入札調査委員会の実施結果の報告でございます。

まず、「1 談合防止に係る制度」でございますけれども、長野県の契約に関する条例第 3 条の「・・・談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。」という基本理念を基に行われるものでございます。主な流れについては、長野県談合情報対応要領に基づいて進めております。

「2 今回報告事案」でございます。令和 7 年 2 月に匿名の方から県へ談合情報が寄せられました。内容につきましては、県発注工事の入札におきまして、協力企業の入札価格を調整することにより、首謀者が落札できる可能性を高めているという内容のものでございました。

これを受けまして、先ほどの要領に基づきまして、まず発注機関が調査を行った上で、3 月に会計局へ調査の請求がされております。それを受けまして、会計局においてさらなる調査を行っております。

会計局の調査におきまして、発注機関の調査結果を分析・検証を行った上で、さらに全ての入札参加者に対しても聞き取り調査を行っております。その結果、談合を示唆する発言や情報の提供、証拠書類などは認められませんでした。その後、聞き取り調査の供述内容に矛盾点や不自然な点などがないかも一度検証・分析を行いました。

こうした得られた調査結果に基づきまして、3 月に公正入札調査委員会に諮りまして、慎重に審議をしましたところ、入札談合、または入札談合関与行為を疑うに足る事実は確認できなかったという結論に至りましたので、速やかに会計局調査結果として、発注機関に対して通知をしたというところでございます。

その後、全応募者から誓約書を提出いただくことができましたので、工事請負契約が締

結されたものが1件、継続されたものが1件ということになりました。

以上、談合の関係の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。

中畠委員、どうぞ。

(中畠委員)

この公正入札調査委員会というのは、第三者機関ということになりますか。

(事務局)

本件に係る公正入札調査委員会を組織する構成委員は、会計局長以下、会計局、会計センター及び発注機関等の職員からなる内部機関となっております。

(中畠委員)

それでこの結果というのは、通報者には連絡などすることはあるのでしょうか。

(事務局)

通報者は匿名のため特定できておりません。個人や企業の情報に関わりますので、たとえ特定できたとしても、その内容など個別については、お答えしにくい部分があると考えています。

(中畠委員)

これは3段階で調査されているのですが、最初の発注機関調査から会計局調査に進むのは、何か調査で疑わしいことがあった場合ですか。それとも、問題がない場合でも会計局調査に進むのですか。

(事務局)

まずは発注機関で判断していただくことになっております。その判断ですが、このまま入札等を続行するには、公平性の観点から更に詳細の調査が必要と判断されたということです。

したがって、その判断を基に会計局調査に進んでいます。

(中畠委員)

では、制度として発注機関調査のところで問題がないとなれば、それ以降は進まない場合もあるということですか。

(事務局)

はい、進まない場合もございます。

(中嶋委員)

ありがとうございました。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。リモートの委員の方も特にございませんでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件について報告を賜ったということにしたいと思います。

御協力いただきまして、予定時間内で終わりました。ありがとうございました。

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。

この際でございますので、何か御質問、御意見ございましたら出していただければと思いますが、特にございませんか。

(濱委員)

少し細かいところにこだわってしまうのですが、21 ページの資料 7「2 実施状況」の①清掃業務の低入札価格調査について、対象施設の実施件数はどんどん増えているにもかかわらず、令和 6 年、令和 7 年と平成 28 年の低入札価格調査の件数が変わらない理由をお聞かせください。

(事務局)

総合評価落札方式による低入札価格調査となりますが、対象施設は県庁あるいは合庁ということで非常に大きな施設を対象としております。業務価格、清掃面積共に非常に大きなものですので、価格によらない技術評価を求めて総合評価で反映しているという状況で、その対象となるのが県庁と合庁の 11 件ということで件数が変わっておりません。

(濱委員)

それで変わらないということですね。

ありがとうございます。納得しました。

(佐々木会長)

この際ですから、ほかに御質問等ございますか。

森先生、どうぞ。

(森委員)

資料 5 の公用車の燃料の調達について、基本的な方向はもちろん賛同いたすところです。疑惑が払しょくできない状況で、そして県民の理解、感情がある中でというところで、1

者の随契から一般競争入札へというその流れは妥当ではないかと思えます。

私自身もほかの審議会でも同様のことがありまして、こういう手続を踏んだわけですが、一般競争入札にしたときに、当該の業者が特定される可能性があり、その後をどう対応するのかという課題があるのではないかと考えております。つまり、その業者が特定されたときに、モニタリングというか、逐一の状況の確認をどうするのかというそんな問題も含めて考えていく必要がある内容かと思うところです。これについては、恐らくそういったところも気にされてこの報告かと思いますが、ここでお答えいただくか、または今後どうされるのかというのを、課内等で検討をいただければと思います。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。今、公正取引委員会がどのような調査に入っているか、私たちはなかなか分からず、こうなったらこうするという想定でお答えすることができないところで、また結果が出たところで検討するということしかお答えができません。申し訳ございませんが、御承知いただければと思います。

(森委員)

基本的な方向は、多くの方々の了解を得てそうですねという話だと思います。今後、疑惑の払しょくがされないまま、いろいろな方々が入札に手を挙げて最後に決まったというときに、県民の感情も含めて捉え、どういう手続を踏むのかというところは大事なかなと思いましたのでお話をさせていただいたところです。よろしくお願いいたします。

(事務局)

今の御意見を十分尊重しながら、慎重にやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ほかに。

どうぞ、濱委員。

(濱委員)

先ほど談合防止に係る制度という御報告をいただきました。県の契約に関する条例に基づいた要領に沿ってということで、2月から3月のこの短期間で、要領に沿ったこれだけの細かいヒアリングをされての結果、談合なしということでの審議会への報告ということでした。組織の中でもすごい動きをされたのではないかと思います。すばらしいと思って聞かせていただいております。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(佐々木会長)

特にございませんか。よろしいでしょうか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

では、長時間ありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思います。

(一由企画幹)

多くの事項につきまして、御審議、御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

3 その他

(一由企画幹)

続きまして、次第「3 その他」ですが、事務局から1点お知らせがございます。

第2回目となります審議会につきましては、9月中旬頃の開催を予定しております。後日事務局から御予定の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、最後に委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

< 発言者なし >

4 閉 会

(一由企画幹)

それでは、以上をもちまして「令和7年度 第1回 長野県契約審議会」を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)